

## 東京都板橋区がん検診事業実施要綱

(平成 9年8月 8日 区長決定)

(平成11年1月20日 一部改正)

(平成14年4月 1日 一部改正)

(平成15年3月31日 一部改正)

(平成16年11月1日 一部改正)

(平成17年3月25日 一部改正)

(平成20年3月25日 一部改正)

(平成22年3月12日 一部改正)

(平成25年3月27日 一部改正)

(平成26年8月14日 一部改正)

(平成31年3月 8日 一部改正)

(令和 2年3月 4日 一部改正)

(令和 3年2月10日 一部改正)

(令和 5年3月23日 一部改正)

(令和 6年2月21日 一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、がん疾患の予防及び早期発見を図り、もって区民の健康保持に資するため、がん検診（以下「検診」という。）の板橋区（以下「区」という。）における実施方法を定めることを目的とする。

### (対象者、種類及び受診回数)

第2条 検診の対象者、種類及び受診できる回数は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の要件のいずれかに該当する者は、検診の対象者としないことができる。

- (1) 入院又は通院により、現に治療行為を受けている者
- (2) 職域等で、事業主又は保険者が実施する保健サービスであって、この要綱に定める検診に

相当するものを受診した者又は受診機会のある者

(検査の実施)

第3条 検診項目及び方法は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付健発第0331058号）（以下「指針」という。）に準拠して実施する。

2 区は、検診の充実のために、指針による検診項目以外のものを併せて実施することができる。

(自己負担金)

第4条 検診を受診する者（以下「受診者」という。）の自己負担金は、別表2に定める金額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、自己負担金を徴収しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯に属する者（以下「生活保護受給者」という。）

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。）を受けている者（以下「支援給付受給者」という。）

(受診券の交付)

第5条 受診を希望する者は、あらかじめ区から受診券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受診を希望する生活保護受給者及び支援給付受給者は、あらかじめ区から無料表示のある受診券（以下「無料受診券」という。）の交付を受けなければならない。

(受診方法)

第6条 受診者は、受診する際に受診券を医療機関に提出し、自己負担金を支払い、受診するものとする。

2 生活保護受給者及び支援給付受給者は、受診する際に無料受診券を医療機関に提出し、受診するものとする。

(事業委託契約)

第7条 区は、次の各号に掲げる者と委託契約を締結し、検診を実施する。

- (1) 公益社団法人板橋区医師会
- (2) 一般社団法人練馬区医師会

(記録の保存)

第8条 区及び前条の規定により委託契約を締結した者は、撮影済X線フィルム、結果票等の関係書類及び磁気ディスク等の記録保存媒体を検査を実施した年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検診に関する必要な事項については、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

(1) この一部改正は、平成16年12月1日から施行する。

(2) 乳がん検診については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度に限り、受診対象者を各年度末現在40歳以上の女性区民とし、いずれかの年度で1回受診できるものとする。

(3) 平成15年度以前に乳がん一次検診を受診し、「二次検診の必要あり」とされた者が本要綱の改正後に乳がん二次検診を受診した場合であっても、平成17年3月31日までは改正前

の要綱に基づく乳がん二次検診を受診したものとみなす。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表1

### 東京都板橋区がん検診の種類及び対象者

検診の種類	対象者	受診回数
胃がん検診（エックス線検査）	満40歳以上の区民	1年度につき1回

子宮頸がん検診	満 20 歳以上の女性区民	2年度につき 1 回
肺がん検診	満 40 歳以上の区民	1年度につき 1 回
乳がん検診	満 40 歳以上の女性区民	2年度につき 1 回
大腸がん検診	満 40 歳以上の区民 ただし、令和 8 年度までは、経過措置として 昭和 63 年 3 月 31 日以前の出生者を対象とする。	1年度につき 1 回
前立腺がん検診	満 55 歳・60 歳・65 歳・70 歳・75 歳の男性区民	満 55 歳・60 歳・ 65 歳・70 歳・75 歳の各年度につき 1 回
喉頭がん検診	満 50 歳以上の区民	1年度につき 1 回
胃がんリスク検診	満 35 歳・40 歳の区民	同一人につき 1 回 限り
胃がん検診（内視 鏡検査）	満 50 歳以上の区民	2年度につき 1 回

備考

- 1 年齢については、年度末現在で算定するものとする。
- 2 区民とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 区の住民基本台帳に記載されている者
  - (2) 区長が特別に認める者
- 3 別表 1 に加えて、区長が特別に認める者を対象者とする。
- 4 同一年度内に胃がん検診（エックス線検査）、胃がん検診（内視鏡検査）を重複して受診することはできない。

別表 2

東京都板橋区がん検診自己負担金

検診の種類	自己負担金
胃がん検診（エックス線検査）	無料
子宮頸がん検診	無料
肺がん検診	無料

乳がん検診	1,000円
大腸がん検診	無料
前立腺がん検診	無料
喉頭がん検診	500円
胃がんリスク検診	500円
胃がん検診 (内視鏡検査)	1,800円